

指 第 6 5 9 号

令和6年6月6日

介護保険施設等 管理者 様

倉敷市長 伊 東 香 織

### 令和5年度処遇改善加算等実績報告書の提出について（通知）

令和5年度において介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベ  
ースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）を算定している施設・事業所につ  
きまして、次のとおり実績報告書の提出をお願いします。

提出に当たりましては、下記のホームページに処遇改善加算等の手引き及び様式を掲載して  
おりますので、内容をご確認のうえ、手続きに遺漏のなきようお願いいたします。実績報告書が未  
提出の場合、加算の全額が返還となりますので、必ず期限内にご提出ください。

なお、この通知は倉敷市内全ての介護保険施設・事業所にお送りしております。提出の不要  
な事業所に対しても案内をしておりますので、予めご了承ください。

#### 記

#### 1 提出書類

別紙様式3（実績報告書）

※記入例を参考に作成してください。

#### 2 提出期限・提出先

**令和6年7月31日（水）必着**

※倉敷市指導監査課まで郵送又はメールでご提出ください。

※メールで提出する場合の件名は、「令和5年度処遇改善加算等実績報告書の提出につ  
いて（法人名）」としてください。

#### 3 手引及び様式の掲載場所

倉敷市指導監査課HP > 指定（許可）関連 > 処遇改善加算等 > 令和5年度処遇改

善加算等実績報告書の提出について

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/dd.aspx?menuid=22985>

#### 4 留意事項

- (1) 別紙様式3-2の「本年度の加算の総額」の欄には、令和5年4月～令和6年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入すること。なお、令和6年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含まず、国保連における令和5年5月～令和6年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入すること（国保連から通知されている「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に記載されている金額（※）を足しあげること。）。

ただし、様式3-1の各加算の賃金改善所要額欄（2（2）②（a）、3（1）③及び3（2））には、賃金改善実施期間における加算総額を記入すること。

※国保連から通知されている金額には、保険給付分の利用者負担額は含まれているが、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額は含まれていないため、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を利用者から徴収している場合は、その金額を合算すること。

- (2) 実績報告で、加算ごとに賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしておらず、全額返還となるため、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給を行うこと。

- (3) 処遇改善加算等を算定している施設、事業所は、賃金改善の方法及び就業規則の内容等について、雇用する全ての職員に周知すること。

#### <提出先及び問い合わせ先>

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市保健福祉局 指導監査課

電話：086-426-3297

メール：[audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp)